

令和6年度

恵庭市サービス事業者募集要項

【 特定施設入居者生活介護 】

（第9期介護保険事業計画分）

— 令和6年7月 —

恵 庭 市

保健福祉部 介護福祉課

1. 目的

高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域や家庭で生活を続けていくためには、地域の介護ニーズを分析し、それに合わせて介護サービスの提供が重要です。第9期事業計画では、令和22年（2040年）を見込んだ中長期的な視点にたって、今後も介護ニーズが増加傾向であるとの推計を基に、計画的にサービス提供体制の整備を推進します。

～ 「第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋 ～

本市では、第9期事業計画において、多様な住まいの一つとして選択肢を広げるため、特定施設入居者生活介護の事業予定者の公募を行います。

特定施設入居者生活介護事業者の指定は北海道が行いますが、指定に当たって、恵庭市は第9期事業計画との調整を図る検知から、北海道に意見書を提出する必要があります。

今回の公募は、恵庭市として、この意見書において内諾する事業者（指定を前提として北海道と事前協議を行う事業者）を選定するために行うものです。

◎基盤整備計画

基 盤	第9期		
	R6	R7	R8
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 36人（18人×2カ所）	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
小規模多機能型居宅介護 29人（1カ所）	公 募		サービス開始
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム） 100人程度（1カ所）	公 募		サービス開始

2. 今回募集するサービス事業の内容

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
特定施設入居者生活介護 （混合型・介護予防含む）	1カ所 定員100人程度	市内全域	令和8年度内に 供用開始

※混合型とは、要介護者とその配偶者、要支援者、自立者が入居できる施設をいいます。

※既存の有料老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする場合や、特定施設入居者生活介護の指定を受けている既存の施設を増床して、増床分について指定の変更を受ける場合も対象です。

3. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金（道事業）として、補助金支援の対象となる場合があります。ただし、当該補助金は、北海道が審査・決定するため、資金計画に含めることは可能ですが、交付が確定しているものではありませんので予めご了承ください。

4. 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 応募事業者（運営法人）が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条の第 2 項及び同法第 115 条の 2 の第 2 項に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、恵庭市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による、指定の取消を受けたことがないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (10) 土地及び建物の所有権または賃借権等を有しているか、確実に使用できる見込みであるか。
※関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、上記のとおり、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。
- (11) 応募者自らが開設し、北海道の指定を受けるものであること。
- (12) その他応募必要書類の内容を満たすこと。

5. 事業用地

- (1) 自己所有地・借地を問わない。
借地も可能とするが、その場合は、事業の存続に必要な相当長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 建設用地を今後売買による取得する（借地を含む）場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（借地）が確実であることが証明できればよい。
- (3) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。
または、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを確認した上で用地を選定すること。
- (5) 事業用地は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域での立地とすること。

6. 建物

- (1) 建築基準法、消防法、その他の各種法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認すること。
※ただし、実際の建築に当たっては、その可否について、都市計画法、建築基準法等における具体計画に基づく判断が必要となります。また、市街化調整区域には原則新築ができません。
- (2) 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- (3) 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- (4) 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分に留意すること。
- (5) 今般の感染症に対応するゾーニングを意識した計画とすること。

7. 応募手続き

応募事業者は原則、(1) 公募説明会へご参加いただき、(2)～(3)の手続を踏み、(4)の応募受付期限までに応募申請書及び添付資料をご提出ください。

- (1) 公募説明会（応募予定者は原則参加してください）

- 日 時：令和6年7月17日（水）15：30～（受付 15：15～）
- 会 場：恵庭市民会館 2階 中会議室（恵庭市新町10番地（市役所隣））
- 申込方法：開催日前日までに【法人名／担当者名／参加人数／連絡先電話番号】を記載し、恵庭市介護福祉課指導担当までご連絡ください。
※申込書はございませんので、任意様式でご提出ください。
※参加人数は、各事業所原則2名まででお願いします。
※お申込は、メール若しくはFAXにてお願い致します。

- 資 料：当日配布する資料は公募説明会資料のみとなります。
募集要項や様式等につきましてはホームページへ掲載しておりますので、配布を省略させていただきます。

- (2) 応募意思表明書

- ・応募意思表明書（別紙様式）を下記により提出してください。
- 提出期間：令和6年7月17日（水）～8月9日（金）
- 時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）
- 提出方法：持参または郵送
※期限までに応募意思表明書の提出がない場合は、その後の応募書類を受付できませんのでご注意ください。
- 予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。
- 応募意思表明書の取り下げについては、特段様式はないため、電話にてご連絡願います。

(3) 事前協議

- ・応募意思表明書をご提出いただいた後、応募に係る事前協議をさせていただきます。
- ・事前協議では、整備予定地の立地及び周辺環境、建設に伴う関係部局等との調整状況、資金の状況、施設内レイアウト（平面図の内容）地域住民説明会の開催範囲や開催状況などをヒアリングさせていただきます。

●事前協議の実施期間：令和6年8月19日（月）～9月13日（金）

※事前協議は必須です。

※事前協議の日程調整は応募意思表明書を受付した後に、当方からご連絡させていただきます。

(4) 応募受付

●期間：令和6年9月2日（月）～9月27日（金）

●時間： 9時00分～17時00分まで（ただし、正午～午後1時を除く）

●場所：恵庭市役所保健福祉部 介護福祉課 指導担当（14番窓口）

●提出方法：持参のみ

●予約：書類をご提出いただく際には、提出する前日までに電話にて事前予約をお願いします。

※事前協議を踏まえていない場合は、応募受付いたしませんのでご注意ください。

※書類が揃っていない状態では受付致しませんので、余裕をもってご提出願います。

●応募を辞退する場合は、下記のとおり取り扱います。

【(1) 公募期間中に応募を辞退する場合】

- ・応募申請取り下げ届出書（様式10）を提出してください。

【(2) 公募期間終了後に応募を辞退する場合】

- ・応募辞退届出書（様式11）を提出してください。

(5) 手順スケジュール

応募意思表明書	7/17	←→	8/9
事前協議			8/19 ←→ 9/13
応募受付			9/2 ←→ 9/27

(6) 提出部数

- ・正本1部、副本9部（コピー可）計10部

※副本9部においては、外部委員へ送付するため、応募事業者が特定できる法人名や法人住所、法人代表者など応募事業者が特定されるものについては、見えないようマスキングしてください。

(7) 応募申請書及び提出書類

No.1 ～ No.13 の書類を提出してください。

■ 応募申請書／提出書類一覧

No.	項 目	様 式	備 考
1	事業計画概要書	1	事業所名は「(仮称)〇〇」とすること。
2	事業実績書	2	
3	事業収支計画書	3	
4	誓約書	4	

■ 法人関係

5	法人登記簿謄本	—	原本（応募の3ヵ月以内に発行されたもの） （副本はコピー可能）
6	収支決算書	—	直近2ヵ年 ・貸借対照表 ・損益計算書
7	法人定款	—	
8	役員名簿	—	
9	各階平面図・配置図 （既存・計画図面どちらか）		居室面積一覧を含む A3版で作成し、A4版に折り込んでください。 土地・建物の詳細がわかる市内位置図、平面図、立面図等
10	土地・建物登記簿謄本		原本（応募の3ヵ月以内に発行されたもの） （副本はコピー可能）
11	プレゼンテーション資料 （既存パンフレット含む）	任意	A4サイズ1～3枚程度で、上記資料のほかに用意があれば添付してください。
12	応募申請取り下げ届出書	5	※公募期間中に応募を辞退する場合提出
13	応募辞退届出書	6	※公募期間終了後に応募を辞退する場合提出

※ 質問は、質問表（様式7）により提出してください。

※ 上記提出書類のほかにも、必要に応じ書類の追加を求める場合があります。

8. 特定施設入居者生活介護事業者の選定方法

- (1) 事業者の選定は、恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会が行います。
- (2) 審査は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション、ヒアリング審査により総合的に評価し審査します。応募の状況により、設置予定地での審査となる場合があります。
- (3) 評価は「特定施設入居者生活介護事業予定者 選考基準一覧」により評価します。
- (4) 選定委員会の選定結果について、恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会において審議した上で、市長が決定します。
- (5) 選定結果について、全応募者に対し速やかに文書で通知するとともに市ホームページ等で

公表します。

(6) 応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合には、追加募集を行う場合があります。

(7) 選定後の権利譲渡は認めません。

9. 事業者指定について

(1) 選定後の権利譲渡は認めません。

(2) 指定申請は北海道に行ってください。

(3) 指定申請内容が応募内容（事業計画書等）と著しく条件が異なる場合や指定基準を満たしていない場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には選定を却下する場合があります。

(4) 選定された後の事業計画の変更については、施設の実施設計等恵庭市がやむを得ないと認めた場合のみ可能です。

(5) 選定結果は、北海道の指定を確約するものではありません。今後、北海道と事前協議を意味するものです。また、北海道が指定をしない場合は、選定は無効となります。この場合、恵庭市はいかなる責任も負いませんので、予めご了承ください。

10. その他

●募集要項及び関係記載様式については、市のホームページに掲載しています。

●応募様式の文字フォント、サイズに指定はございませんが、極端に小さいなど見えづらくなならないように作成してください。

●プレゼンテーション及びヒアリング審査は、公募申込みをしたすべての事業者を対象とします。また、時間の制約上持込パソコンによるパワーポイントや動画を用いることは不可とします。プレゼンテーションに用いる資料は公募書類の提出時のみの受付とし、当日の持込は不可とします。持ち時間やプレゼンテーション開始時間等については、後日応募事業者への通知文にてお知らせします。

●事業計画や事業概要、その他添付書類に未定、未整備の項目がある場合には、その旨を記載の上、添付しなくても構いません。ただし、より具体的な記述のある方を評価しますのでご承知ください。

11. スケジュールについて

日 程	会場・時間	内 容
令和6年 7月 1日 (月)		公募スケジュール・募集要項等の公表 質問の受付開始
令和6年 7月 初旬		恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護 専門部会で公募概要の報告
令和6年 7月17日 (水)	市民会館 中会議室	事業者公募説明会 (※応募予定者は原則参加)
令和6年 7月17日 (水) ～ 8月 9日 (金)		応募意思表明書の受付期間
令和6年 8月 9日 (金)		質問の受付終了
令和6年 8月15日 (木)		質問・回答内容を恵庭市HPに掲載
令和6年 9月24日 (火)		事業者選定委員会（本公募について選定 委員へ説明）
令和6年 8月19日 (月) ～ 9月13日 (金)		事前協議の実施期間
令和6年 9月 2日 (月) ～ 9月27日 (金)		応募の受付期間
令和6年10月29日 (火)		事業者選定委員会（有料老人ホーム） （事業所によるプレゼンテーション及び ヒアリング審査）
令和6年11月 8日 (金)		事業者選定委員会（事業者選定）
※選定後、専門部会での審議等を経て速やかに各種事務を執り進めます		
令和6年 11月中		恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護 保険専門部会での審議
令和6年 12月中		審査結果の通知と公表 (選定結果等をホームページで公開)

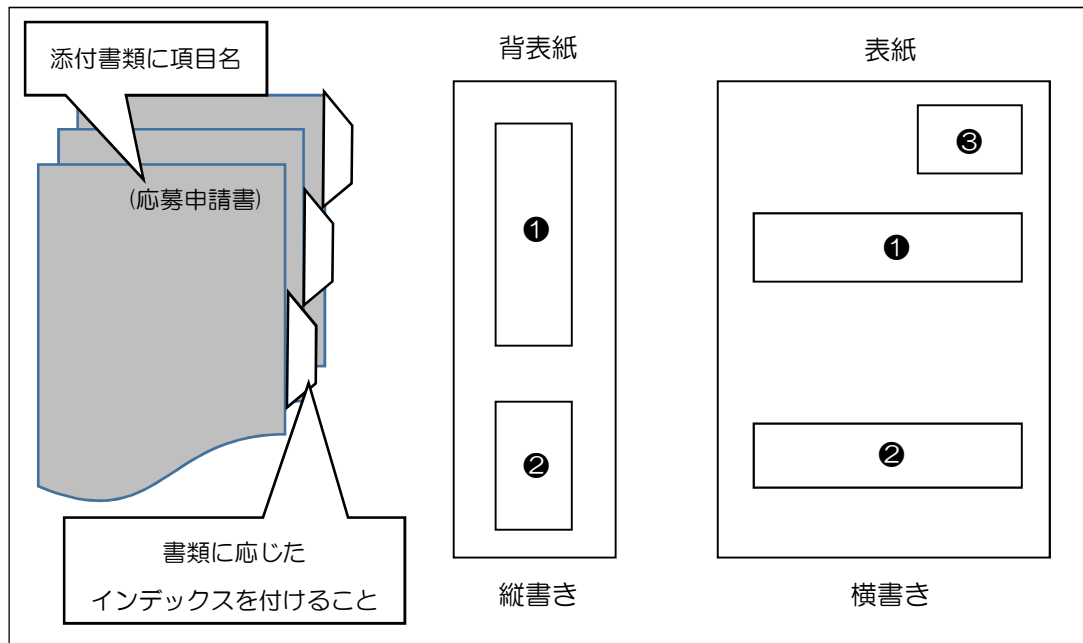
※小多機・有料老人ホームは R8 年度に事業開始

応募にあたっての留意事項

- (1) 介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 新たに事業所を開設する場合は、応募申込の事前に地元への説明を行い、その結果（予定）について記載してください。なお、説明にあたっては「恵庭市に応募し、事業として指定されることが条件である」旨を資料に記載するなど、十分注意を払うものとします。
- (3) 応募いただいた関係書類は返却せず、応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、恵庭市情報公開条例第10条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。
- (6) 質問は、事業計画が指定基準を満たしているかについては回答しかねますので、各自で基準等をご確認ください。また応募者から委託を受けた建設会社やコンサルタント会社等からの質問は受け付けませんので、応募者から質問表を提出してください。

【提出書類の体裁】

- (1) フラットファイルに書類を綴じて提出してください。
- (2) 1ページ目に全体の目次を付けてください。
- (3) 項目ごとに仕切り紙を挟み、仕切り紙ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 用紙は原則としてA4版で作成してください。※図面は折りたたむなどしてA4版に統一。



フラットファイルに、次のとおり見出しをつけてください。

- ① 令和6年度 特定施設入居者生活介護事業 応募申請書
- ② 事業者名 （※事業者名は、正本のみ付してください。）
- ③ 正本又は副本

以上